令和5年度北海道檜山合同庁舎排水管等清掃及び水質検査業務
競争入札参加資格審査申請の手引

北海道檜山振興局総務課

令和５年８月１日付け北海道檜山振興局告示第1020号で公告した令和５年度北海道檜山合同庁舎排水管等清掃及び水質検査業務の契約に関する競争入札に参加を希望する方は、法人又は個人を問わず、この手引により、誤りや記入漏れがないように参加資格審査の申請を行ってください。

【書類の確認】

令和５年度北海道檜山合同庁舎排水管等清掃及び水質検査業務の契約に関する競争入札参加資格審査の申請に当たり、今回お渡しする書類は、次のとおりですので、申請書を作成する前に必ず確認してください。

〇競争入札参加資格審査申請の手引／競争入札参加資格審査申請書

１　排水管等清掃及び水質検査業務の範囲

この資格における「排水管等清掃及び水質検査業務」とは、北海道檜山合同庁舎の排水管等清掃、受水槽清掃及び水質検査をすることをいいます。

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1)　地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2)　地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4)　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5)　暴力団関係事業者等でないこと。

(6)　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　消費税及び地方消費税

(7)　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

(8)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２第１項第５号及び第６号で規定する建築物貯水槽清掃業及び建築物排水管清掃業の登録業者であること。

(9)　北海道内に本店を有し、かつ、檜山振興局又は渡島総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

３　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から、当該一般競争入札の落札決定の日までとします。

４　申請書の受付期間

資格審査申請書の受付は次の期間に行いますので、この期間内に申請手続を終わらせてください。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同法第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便業者による同法第２条第２項に規定する信書便による送付でも受付を行います。この場合、申請書は折らないで封筒に入れ、封筒表面左側に「北海道檜山合同庁舎排水管等清掃及び水質検査業務資格審査」と朱書きしてください。

受付期間　令和５年８月１日（火）から同年８月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間　午前９時から午後５時まで

送付締切　受付期間内必着

５　申請書の提出先

(1) 提出先の住所　郵便番号 043-8558　檜山郡江差町字陣屋町336番地３

(2) 提出先の名称　北海道檜山振興局総務課

６　審査結果の通知

資格審査の結果は、資格の有無にかかわらず、令和５年８月18日（金）までに通知します。審査

結果通知書は、落札が決定するまで大切に保管してください。
　なお、通知書を紛失した場合は、再発行しますので、所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、代表者印（実印）を押印した文書を北海道檜山振興局長宛て直ちに提出してください。

7　提出書類
　競争入札参加資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりです。

	提出書類（各１部）		提　　出　　要　　領
①	競争入札参加資格審査申請書	◎	９の競争入札参加資格審査申請書の記入方法により作成してください。
②	登記事項証明書（又は市町村長が発行する身分証明書及び営業証明書）	◎	申請書提出日から遡及し、３ヶ月以内に発行されたもの 【原本の提出又は原本提示の上、写しの提出】
③	納税証明書	◎	申請書提出日から遡及し、３ヶ月以内に発行されたもの 【原本の提出又は原本提示の上、写しの提出】 ※年度及び区分の限定がないもの ※(注) 4
④	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類	◎	(1)　健康保険・厚生年金保険 　次に掲げる書類など、届出の状況が確認できる書類のいずれか１つ（写し） 保険料納入告知額・領収済額通知書、社会保険料納入証明書、保険料納入確認書、適用通知書、資格取得確認書、標準報酬月額決定通知書 (2)　雇用保険 　次に掲げる書類など、届出の状況が確認できる書類のいずれか１つ（写し） 保険関係成立届、概算・確定保険料申告書、納付書・領収証書
⑤	法定加入状況一覧表	◎	法定保険加入状況一覧表の記入方法により作成してください
⑥	財務諸表	◎	申請日の直近２年分のもの（貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書） ※会社法及び会社利益規則施行後の基準に基づき計算書類を作成する法人にあっては、利益金処分（損失処理）計算書提出は不要です。
⑦	誓約書	◎	暴力団員に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等についての誓約書を提出してください。
⑧	建築物における衛生環境の確保に関する法律第12条の２第１項の登録証明	◎	北海道知事による建築物排水管清掃業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の登録証明書の写し（有効期限内のもの）
⑨	委任状	○	・申請日から３か月以内のもの ・委任の範囲が具体的に記載してあること。 ・委任者、受任者の氏名及び住所の記載があること。

（注）１　①及び⑦は、様式が指定されている書類です。
　　２　◎印は、必ず提出しなければならない書類です。
　　３　○印は、該当するときに提出する書類です。
　　４　③の詳細事項
　　(1) 道税（道が賦課徴収するものに限ります。）
　　道税事務所又は振興局が発行する「道税について滞納がないこと。」を証明するものです。
　　(2) 消費税及び地方消費税
　　税務署が発行する「書式その３」又は「書式その３の３」（未納税額のない証明用）
　　５　添付書類のうち外国語で記載されたものがあるときは、日本語の訳文を付記又は添付してください。

8　申請書類作成の一般的注意事項
(1) 書類の記入は、黒のボールペンを使用し、楷書で明瞭に記入してください。ゴム印が利用できる箇所は、使用しても差し支えありません。

(2) 記入後に訂正するときは、訂正箇所を二本線（＝）で消して競争入札参加資格審査申請書の代表者印又は実印を押印し、その上に訂正する字句・数字等を記入してください。
(3) 申請書類に記入する言語は「日本語」とし、金額表示は「日本円」とします。

9　競争入札参加資格審査申請書の記入方法

(1)　年月日

申請書の提出年月日を記入してください。

(2)　申請者

ア　郵便番号

７桁の郵便番号を正確に記入してください。

イ　所在地

法人は、登記事項証明書上の本店の所在地、個人は、営業の本拠となっている住所を記入してください。

ウ　商号又は名称

法人は、登記事項証明書上の商号、個人は、使用している名称（屋号等）を記入してください。

エ　代表者

法人は、登記事項証明書上の代表者の役職名及び氏名、個人は、戸籍上の氏名を記入してください。

オ　印

法人は、代表者印（法務局登録印鑑）、個人は実印（市区町村登録印鑑）を押印してください。担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載した場合は押印不要です。行政書士の代理申請をするときは、押印は不要です。

カ　電話番号

市外局番、市内局番及び番号の間は”－”で区切り、左詰めで記入してください。

キ　担当者氏名

担当者の氏名を記入してください。

なお、申請者の住所、電話番号と異なるときは、担当者の営業所等の名称及び営業所等の電話番号を併せて記入してください。

(3) 申請代理人

ア　郵便番号

７桁の郵便番号を正確に記入してください。

イ　所在地

委任状の「受任者」欄の住所を記入してください。

ウ　代理人名

委任状の「受任者」欄の住所を記入してください。

エ　印

委任状の「受任者」欄に押印した印と同一のものを押印してください。

オ　電話番号

市外局番、市内局番及び番号の間は”－”で区切り、左詰めで記入してください。

(4) 檜山振興局管内又は渡島総合振興局管内の営業所等

檜山振興局管内又は渡島総合振興局管内の支店、営業所等を記入してください。

※申請書の「申出事項」の内容に相違ないことを確認し、申請書を提出してください。